

林地開發行爲変更許可書

岡山県指令備前局農東第3063号

岡山県赤磐市山手46番地
エスク岡山株式会社

令和3年2月1日付けで申請のあった林地開發行爲の変更については、森林法第10条の2の規定により次の条件を付して許可します。

令和3年3月23日

岡山県備前県民局長



記

| | | |
|---|----------------|---------------------------|
| 開 | 開發行爲に係る森林の所在場所 | 赤磐市山手字奥田29番2 外19筆 |
| 発 | 開發行爲に係る森林の面積 | 5.5140 ha |
| 行 | 開發行爲の目的 | 産業廃棄物最終処分場の建設(拡張) |
| 為 | 開發行爲の内容 | 令和3年2月1日付け林地開発変更許可申請書のとおり |
| の | 開發行爲着手予定年月日 | 許可日 |
| 概 | 開發行爲完了予定年月日 | 令和26年6月30日 |
| 要 | 許可条件 | 別紙のとおり |

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を知った日から3箇月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、岡山県知事に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6箇月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、岡山県(訴訟において岡山県を代表する者は岡山県知事となります。)を被告として、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から60日以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

許 可 条 件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 工事は別に定める岡山県林地開発工事仕様書【別記1】により施工すること。
- 3 開発行為に着手したときは、着手届に工程表を添付して、1週間以内に届け出ること。
- 4 工事が完了したときは、事業主体による完成検査を行い、完了届に検査状況報告書を添付して1週間以内に届け出ること。
- 5 開発行為に係る工事の期間中、当該工事現場の見えやすい場所に林地開発許可標識【別記2】を掲示しておかなければならない。
- 6 洪水調整池、沈砂池及びこれらの施設への流入措置については、開発行為に先行して施工し、第4による完了届を提出後、関係の県職員による完了確認調査を受けなければ開発変更行為に着手してはならない。
- 7 梅雨時期、台風襲来時等大雨が予測される場合、事前に洪水調整池、沈砂池及び水路の確認を行い、必要に応じて浚渫、清掃を行い必要な防災機能を確保すること。
万が一、開発行為内から下流の水路、道路等へ土砂等が流出した場合は速やかに撤去等行うこと。
- 8 強雨時、台風襲来時には施工途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 9 法面等の緑化作業は適切な時期に施工することとし、緑化が期待できない場合は再施工すること。
- 10 関係職員が、開発行為の施行状況調査、完了確認調査等を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 11 開発行為の計画を変更するときは、県民局長に事前協議を行い、その指示を得ること。
また、開発行為に必要な他法令による許認可内容に変更が生じた場合も速やかに協議を行うこと。
- 12 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするときは、速やかに届け出ること。
- 13 開発行為を2週間以上中止しようとするとき又はこれを再開するときは、1週間前までに届け出ること。
また、中止しようとするときは、県民局長の指示に従い防災措置を講ずること。
- 14 開発行為に係る土地の権利を譲渡するときは、あらかじめ届け出ること。
- 15 開発行為の施工中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに災害発生後1週間以内に災害発生届により届け出ること。
- 16 開発行為を廃止しようとするときは、廃止する日の1週間前までに届け出るほか、県民局長の指示に従い防災措置を講ずること。
- 17 開発行為の期間が1年を超える場合は、毎年12月末現在の施工状況を翌年1月末までに工事工程表を添付して報告すること。
- 18 上記届出書類等の提出部数は、1部とする。

【別記1】

岡山県林地開発工事仕様書

(適用範囲及び設計施工)

- 1 森林法に基づく林地開発許可制度により計画される防災施設等の適性かつ安全を期するため、その設計並びに施工は「岡山県林地開発許可審査基準」の開発行為の技術基準及び本仕様書によるものとする。

なお、この仕様書に定めのないものについては、岡山県土木工事共通仕様書又は農林土木専門工事共通仕様書によるものとする。

(特記仕様書)

- 2 重要工作物の主要材料及び施工方法について、仕様書に定めのない場合、現地に応じた特記仕様書を事業主体において作成し、許可者に協議するものとする。

(施 工)

- 3 工事は、申請書及び添付図書の内容に従って行わなければならない。

(防 災)

- 4 沈砂施設等の防災工事を優先施工し、切土、盛土及び捨土は、下流に対する安全を確認した上で行わなければならない。

【別記2】

| | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ← 100 センチメートル以上 → | |
| 林 地 開 発 許 可 標 識 | |
| 許可年月日及び番号 | 年 月 日 岡山県指令 第 号 |
| 開発行為の期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 開発行為の目的 | |
| 事業主 住所 氏名 | TEL |
| 工事施工者 住所 氏名 | TEL |
| 現場管理者 住所 氏名 | TEL |
| 開発行為区域の略図 (注)現在位置・周辺の道路等を含めた略図とする。 | |

70センチメートル以上